

なんでも相談下さね!

郵便局会社で働く期間雇用社員のみなさん。私たちは、ゆうメイト全国交流会です。

ゆうメイト全国交流会は、ホームページを開設し、 賃金や労働条件についてのメール相談等も行っており、 郵便局会社の期間雇用社員からも多くの相談や質問が 寄せられています。それらの相談で、多くの「無集配特 定局」において、期間雇用社員 の権利が守られていない実態が 明らかになってきています。

雇用や労働条件などへの疑問・ 問題点など、なんでも相談下さい。



★「労働条件通知書」は交付されていますか

「労働条件通知書」は、あなたと会社との労働契約であり、契約期間・労働時間・休暇・賃金等、基本的な 労働条件が明示されています。また、「労働条件説明書」には、特別休暇や諸手当などより詳しい労働条件が 書かれており、その両方とも会社には交付する義務があります。

★「労働条件通知書」で決められた休暇日数などは必ず守る義務があります

もし、「労働条件通知書」(又は「勤務指定表」)で非番日が1週間に2回と明示されている場合、週に4日勤務であり、それを一方的に変更することはできません。

2回の非番日のうち1回を出勤した場合、当然その非番日は「買上げ」で125/100の割増賃金です。

★超勤手当不払は違法です

労働基準法で1日の勤務時間が8時間を超える場合は割増賃金が義務づけられています。

まったく支給されたことがない、一部だけ支給などの報告も寄せられていますが、超勤手当は法律で決められており、支給しない会社は法律違反となります。

★休憩時間も必ず付与されなければなりません

休憩時間も労働基準法で決められた時間です。

- ・勤務時間が6時間を超える場合 ⇒ 45分
- ・勤務時間が8時間を超える場合 ⇒ 60分

もし、決められた時間に休憩が取れない場合は、時間をずらして必ず取得させねばなりません。

★スキル評価の見直しも求めることができます

スキル評価に納得できない場合は、苦情相談制度で自分の意見を局長に言えます。また、組合に加入して おれば組合として苦情処理でスキルの見直しを要求できます。

★「スキルA習熟度有」が連続しておれば資格給加算があります

1か月20日以上、1日7時間以上の勤務で、「A習熟度有」が連続している場合

・2回又は3回連続 ⇒ 20円加算

・4回又は5回連続 ⇒ 40円加算

・6回又は7回連続 ⇒ 60円加算

・8回又は9回連続 ⇒ 80円加算

yumate-mail@ked.biglobe.ne.jp

10回以上連続 ⇒ 100円加算

ゆうメイト全国交流会

http://www7a.biglobe.ne.jp/~yumate/

質問・相談はメールでお願いします 兵庫県姫路市西中島208-4-201

090-1673-2247

090-4033-1376